

# 七尾市下水道処理区域図



下水道に関するお問い合わせは  
本庁 下水道課  
☎ 53 8430 (工事関係)  
☎ 53 8466 (接続関係)



対象はいずれも専用住宅で店舗兼住宅の場合、住宅部分の延床面積が2分の1以上必要です。新築、改築、10㎡以上の増築、販売・賃貸目的のものは除きます。なお、市税、水道料金、下水道受益者負担金を滞納している方は対象となりません。

**早期の下水道排水設備工事に補助金**  
供用開始から1年以内に排水設備工事を完了し、その費用が50万円を超えた場合に、最高で30万円まで市が補助金を交付する制度です。  
また、すでに合併浄化槽を設置されている一般家庭の方が、供用開始から3年以内に排水設備工事を行った場合に、一律30万円の補助金を市が交付する制度です。



## 下水道に有害物を流さないようにしてください!!

☆ガソリン、シンナー、石油、アルコール類など揮発性の高い危険物を流すと、大爆発を起こす原因となります。  
☆ますや廁漕に土砂や木片、ビニール類を捨てないようにしましょう。



## 台所では…

野菜くずやご飯の残り、天ぷら油やサラダ油などの食用廃油などを流さないようにしましょう。



## 水洗トイレでは…

トイレットペーパー以外の紙や異物を流さないようにしましょう。



## マンホールには…

土砂や廃油、木片などをすてないでください。マンホールはむやみに開けてはいけません。